

自己評価表【共通評価】（保育所版）（2021.4）

別紙2-1

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 法人のホームページに系列園共通の保育方針と保育目標が、園パンフレットには保育目標が示されています。また、入園時に保護者と取り交わす重要事項説明書の中に運営方針を示しているほか、保育の方向性を示す文書を配付しています。職員に対しては入職時に配付する資料に示し、保育計画の冒頭にも示し業務に反映できるようにしています。保護者には入園時に取り交わす重要事項説明書に示して説明しています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 社会福祉事業全体の動向、地域の福祉計画の情報は法人が把握・分析して園に情報提供されています。現在の園運営をとりまく最近の大きな環境変化として鶴ヶ峰駅周辺の再開発が決定したことがあります。これを受け、園は令和5年度末を持って閉園し、近隣にある同法人の系列園、あつがる保育園鶴ヶ峰に統合することが決まっています。また、地域の保育園への需要として1歳児の受け入れ要請が増えていること、1, 2, 3歳児の保育を行う小規模園と、4, 5歳児の保育を行っている園との連携が求められていることを把握しています。	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> 現在は、令和5年度末を以て閉園し、令和6年度から系列園のあつがる保育園鶴ヶ峰に統合することが最大の経営課題になっています。閉園して系列園へ統合することは速やかに職員に説明し、自身の雇用について考えてもらいました。園長は職員一人ひとりの希望を把握し、法人とも相談しながら、法人内での異動、系列法人への異動、退職など、可能な限り本人の希望に沿うように決めました。統合後は人件費などの必要経費が増大するという課題があり、法人と協議し職員の雇用形態を工夫するなど運営の安定化策を検討しています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 法人内系列園共通の令和3～5年度の中期計画を作成し、法人理念に基づいた保育方針、保育指針、保育目標を掲げ、役割を果たしていくことが示されています。当園については令和5年度末に系列園へ統合することを課題とし、取り組み内容を示しています。進捗状況を評価は法人が行う体制で、年度末に向けて園長と確認し必要に応じて修正することになってはいますが、園の取り組みには課題があり改善に向けた対応をしています。	
	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<コメント> 単年度事業計画は、保育の質の向上に取り組む内容、職員研修などを柱として作成し、理念に基づいて中長期事業計画に示された保育サービスの提供、人材育成などを具体化していることが見て取れます。例えば、保育サービスの提供については、ハイスコープ保育（子どもの主体性を尊重する保育方法）の提供ではカリキュラムの導入、人材育成についてはハイスコープ保育の研修や認定制度確立といった内容になっています。事業報告書は、計画が実施できたか、取り組みがどのように進められたかがまとめられていて、事業ごとの評価にもなっています。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント>	
<p>単年度事業計画は、昨年度に実施した事業ごとの職員の意見を踏まえて、園長が作成しています。計画の進行状況は必要に応じて確認することが定着し、年度末に向けて次期の事業報告書を作成するタイミングで評価し、結果は法人に提出し確認がなされています。しかしながら、法人作成の「目標進捗状況」と題した計画を半期ごとに確認・評価する書式が十分に活用されていないため、今後は「目標進捗状況」を活用し定められた時期（半期ごと）や手順に基づいた計画の評価が求められます。その年度の事業計画について、4月の職員会議で説明し、計画書を事務室に設置し閲覧できるようにしています。</p>	
	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
<コメント>	
<p>ホームページの事業報告・決算のページで単年度事業計画、別紙と題したサイトに職員の研修計画を紹介していますが、保護者にホームページに掲載していることを知らせていません。また、単年度事業計画に基づいた行事などの事業は園だよりなどで知らせていますが、単年度計画を保護者に説明する機会は設けていません。今後はホームページの記載内容を知らせたり、園だよりで発信するなど、事業計画に対する保護者の理解を得るために意図的な取り組みが望まれます。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント>	
<p>園長や主任などのリーダー職員はより良い保育を目指して業務の点検を行っています。また、毎年実施する職員の自己評価を通じて園の評価を行って課題を抽出し、リーダー会議で共有して対策を検討し、改善策を職員会議で周知する流れが定着しています。また、第三者評価の結果も踏まえて課題解決に繋がっています。新しく導入したハイスコープ保育については、職員が取り組むことを計画に示し、職員一人ひとりの取り組みを毎日確認しています。保育の質の向上に向けて、把握した課題が個別のことであっても全職員に対応策を伝えていますが、組織的に行うまでには至っておらず、課題と考えています。</p>	
	第三者評価結果
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント>	
<p>職員による自己評価を集計し、園での課題を明確にして園の評価を行っています。評価の分析はリーダー会議で行って課題を抽出し職員会議で共有していますが、その記録は個人に任されています。今のところ業務に支障はありませんが、今後は新しく入職した職員への周知、改めて確認する必要性が生じたとき、全職員が共通の認識することなどを想定して、記録作成と共有することが求められます。なお、評価を基に、給食職員が直接子どもが食べている様子を見て食べ進める様子を見るようにし、実感を持って献立を作成できるようになった経緯などがあります。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント>	
<p>園長の役割は、運営規程のほか、人材育成と題した文書に示されています。また、本年4月には、園長として着任したことを園だよりで保護者へ知らせました。園長としての役割が示された運営規程や人材育成についてと題した文書は事務室で閲覧できますが、職員へ表明したり周知する取り組みはしていません。また、有事の際には、主任が園長代理となることが職員の意識の中で定着している様子ですが、明確には示されていません。このため、園長の役割を周知すること、有事の際の職員体制を明確に示し職員間で共有することが求められます。</p>	

	第三者評価結果
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保育園の園長として必要な知識は、法人の指導や横浜市主催の研修など習得しています。現在は機会は減っていますが、コロナ禍の前には新保育指針の研修などに参加していました。また、法人主導でSDGsへの取り組みをはじめ、「プラスティックが燃える様子」の動画を子どもに見せたり、説明して意識の醸成に繋げています。ベテラン職員が多く、法令等に対する意識も高いため、改めて遵守のための取り組みの必要性は認識していません。しかしながら、今後は改めて確認する機会を設けるなど、継続的な取り組みが望まれます。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は日々の保育の状況について、主任やリーダー職員を通じて把握する体制です。最近ではハイスコープ保育を導入したことによって、保育の質が担保できるよう現場を巡回して現状を把握し、必要に応じて改善のための指導を行っています。保育の質の向上に向けた検討はリーダー会議（園長、主任、クラスリーダー）で行う体制で、園長は職員の意見を尊重しながら必要に応じて意見を伝えています。職員の教育は外部研修に参加した職員が得た内容を職員会議で共有したり、法人の育成担当職員による指導を通じて資質の向上に繋げています。</p>	
	第三者評価結果
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>園運営に関しては、法人主導で行われていて、園長は法人の人事制度に則って人事管理を行っています。具体的には、人事考課の実施、休暇や休憩時間の管理、職員育成などをしているほか、事務員が行う出納管理状況の把握もしています。また、職員にとって働きやすい職場づくりを心がけていて、例えば職員配置はスキルバランスだけでなく、相性も考慮するよう努めています。現在はハイスコープ保育の方向性や具体的な取り組みを周知し、職員間に同様の意識形成を構築する段階にあり、実行性を高めるための体制の構築は次期の課題にしています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>正規職員、非常勤ともに法人が採用しています。募集にあたっては職員からの紹介制度や実習生をスカウトするなど、園の目指す保育を体現できる人を採用するよう取り組んでいます。また、保育園運営のために必要な資格保持者を採用し、保育士に関しては、質の高い保育を実現するために法定で定められた人数より多く採用し、退職予定を把握したときは速やかに募集しています。また、「人材育成について」と題した文書に人材育成の基本方針を示し、人事管理の方向性、人事評価制度を通じた給与・賞与管理、研修の方法などが示されています。</p>	
	第三者評価結果
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>人材育成と題した文書に目指すべき職員像という項目が設けられ、5つの柱に基づいた説明がされています。また、実績や能力が公平に反映できる人事評価制度を通じて、組織に貢献した職員、努力した職員が公正に報われ、勤労意欲の向上に繋がることが示されています。昇格に関しては給与規程で確認できるほか、勤続7年以上の職員、リーダー職員には昇給する制度があります。今後は、キャリアアップ制度を活用するなど、職員が将来の姿を明確に描くことができるような総合的な人事管理システムの構築と活用が求められます。</p>	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	評価 (a・b・c)
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>労務管理についても法人主導で行い、園では職員の就業状況を法人に報告しています。有給休暇については、正規職員は労働基準法で定められている年5日以上取得するよう管理し、可能な限り希望に沿うようにしています。園長による年2回の職員との個別面談では、職員が話しやすいよう同じ目線にたって気持ちをくみ取るよう心がけています。例えば、令和6年度の系列園への統合に向けて職員の事情や意見を把握し、意向を反映できるよう取り組んでいます。また、要望や意見の中で園で対応できないことは法人に相談する体制です。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員の育成は、年2回実施する人事考課制度を踏まえて行っています。職員が業務やスキルアップの目標を掲げ、園長や主任との個人面談で確認し合い、取り組みの成果は人事考課シートに基づいて自己評価するとともに個人面談で確認し、さらに次期の課題を明確にして目標を設定するサイクルになっています。園の方針として、園長や主任の判断で研修などの育成を行うとともに、職員の育成は子どもの保育と同様に本人の主体性を尊重し、保育に支障がない範囲で学びたいという意欲やチャレンジを応援する姿勢です。</p>	
	第三者評価結果
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>法人が求める人材像は、理念や基本方針を保育に体現できる人としています。また「人材育成について」と題した文書には目指すべき職員像として、基本理念と行動規範、必要な意識・能力示されています。さらに、本年度から本格的に導入したハイスコープ保育の実践することも求められています。本年度の事業計画にハイスコープ保育を習得することを示し、普及団体が発行する資料で職員教育の方向性を確認しています。職員の保育スキル、ハイスコープ保育の評価は、法人の育成担当者が来園して評価し、育成に反映しています。</p>	
	第三者評価結果
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員のスキルについては、現場のまとめ役である主任が把握していて、本年度就任した園長も主任を通じて把握しています。新人のOJTは年の近いリーダー職員が担当することになっていますが、新しく導入したハイスコープ保育については、園長が指導することがあります。外部研修は本人の希望で参加する場合と、職員に必要なスキルについて園長や主任の判断で研修に参加してもらう場合があります。職員が研修に参加するときはシフトを調整するなどして、体制を整えています。外部研修の情報は、印刷物を事務所に置いていつでも確認できるようにしています。</p>	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>園では毎年実習生の受け入れを行っています。受け入れのための職員用マニュアルを設置し、窓口は主任、責任者は園長、クラス担任が指導を行う体制です。受け入れ前には「実習生心得」と題した文書を渡し、オリエンテーションで注意事項や子どもとの関わり方を説明しています。また、活動内容は本人が希望することを学んでもらう体制が定着していて、学校側にも活動内容を伝えています。今後は、指導担当者の研修など育成を行うことが望まれます。コロナ禍でも実習生を受け入れ、不足している保育士の育成に貢献しました。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> 法人ではホームページを作成し系列園の情報を発信していて、理念や方針が系列園と共通していることが確認できます。また、事業計画や決算書などのサイトも併設されています。第三者評価の受審結果の公表は行っていますが、苦情や相談体制については今のところ記載がありません。園のパンフレットは区役所の保育園パンフレットコーナーと子育てひろば事業の会場に置いて、園の情報を地域に発信しています。	
	第三者評価結果
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> 人材育成についてと題した文書の中に、保育士職務別役割定義表という項目を設けて、園長、主任保育士、リーダー保育士、保育士の役割を示し、権限については役割から見て取ることが出来ます。また、法人による監査、外部監査を受け入れ指導があれば速やかに対応しています。昨年度は横浜市の監査を受けています。これまでに監査による指摘事項はありませんが、延長時保育の環境についてアドバイスを受け、職員体制を見直して保育の質の向上に繋げた事例があります。今後も指摘事項やアドバイスを受け入れ、より良い環境になるよう取り組む姿勢です。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> 地域との関わる取り組みとして、子どもが公園で花の球根を植える活動を行っていて、保育に関わる全体計画に示されています。また、保護者への情報提供として、学童、病児保育を行っている保育園、ファストドクター、子育て支援などの地域資源に関する情報を園内に掲示して紹介しています。また、コロナ禍では実施できないことがありますが、子どもが地域の人々と交流する機会として、夏祭り、運動会、ゆかいなコンサートなど園行事に近隣の方を招待しているほか、園庭開放でも未就園児との交流をしています。	
	第三者評価結果
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<コメント> ボランティアについては、安全に保育を提供することを最優先にしているため、受け入れる予定はありません。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 運営規程の中に、横浜市子ども青少年局、近隣の小学校、法人本部、近隣のクリニックなどの連絡先や避難場所の住所が示されています。また、日々の保育で連携する家庭センターなど関係機関の連絡先は事務室に掲示し職員間で共有しています。園の連携先として横浜市公私立保育園園長会、旭区保育園園長会、つるがみねネット、幼保小連携事業があり、園長が会議に参画しています。また、支援が必要な家庭や子どもへの虐待などの課題が生じた時は、子ども家庭支援センター、児童相談所、横浜市西部地域療育センターと密に連携し対応しています。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> 園の持つ保育の専門性を地域に還元する主な取り組みには園庭開放があるほか、夏祭りや運動会、ゆかいなコンサートに未就園児と保護者を招待しています。参加の保護者からの育児相談などには快く応じていて、その時に子育てに関するニーズを把握する機会がありますが、今後は、ニーズを把握する視点も持って活動することが望まれます。また、区内の保育園園長会、つるがみねネット、幼保小連携事業へ参画して保育ニーズについて情報交換しているほか、旭区からも提供されています。地域の福祉ニーズや生活課題等の把握を目的とした取り組み、地域住民に対する相談事業は行っていません。	

【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	第三者評価結果 b
<コメント> 本年度は旭区の要請で、コロナ禍の影響によって中止になっていた子育てひろば事業に代わる取り組みとして、区内の保育園がダンス、製作、家庭での遊び方提案などのテーマを分担して動画を配信することになりました。園では「子どもの寝かしつけ」を担当し、寝かしつけのポイントなどを丁寧に撮影し、SNS (YouTube) で配信しました。在園児の保護者ニーズに基づいて実施している延長保育は事業計画に示されています。また、子どもが公園で球根を植えることを通じて町づくりにも貢献しています。園が有する情報を地域に還元したり、地域住民の安全対策などの活動は行っていません。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> 法人では保育目標に、思いやりのある子ども、心身ともに健康な子ども、生きる力をもつ子ども、保育方針として、豊かな心で人を愛する気持ちを育てる、遊びを通してたくましい心と身体をつくる、夢をもって感動する心を育てるを保育方針に掲げています。本年度から本格的に導入したハイスコープ保育は、子どもの考えややりたいことを尊重する内容になっています。入園時には、保育目標や保育方針の「思いやりのある子ども」「豊かな心で人を愛する気持ちを育てる」を説明し、子ども同士が互いに尊重し合う姿を説明しています。	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	c
<コメント> 職員の多くはベテランで子どもや保護者のプライバシー保護に関する意識も高く、例えば、おむつ交換のときは他の子どもの視線が気にならないようにしたり、シャワーのときはカーテンを使用し、職員も視線を外すなどの取り組みをしています。また、保護者の要望があれば男性保育士の関わり方を検討しています。しかしながら、業務の拠り所として活用できるマニュアルや文書などは確認できませんでした。また、保護者への説明は個人情報保護に限られています。今後は共通認識を持つようマニュアルを作成し、周知を図るための研修などを行うことが望まれます。	
(3) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 園では保育目標を示したパンフレットを作成し、旭区役所の保育園パンフレットコーナーに置いているほか、子育てひろば事業の会場にも置くようにして、興味のある人が手に取ることができるようにしています。パンフレットには、開所時間、保育料金、給食、延長保育、行事など、入園前の保護者が知りたいと推測されることが示されています。令和5年に閉園を予定しているため、園見学の希望はほとんどありませんが、事情を踏まえた上で希望があれば応じる姿勢です。予約制で1組ずつ受け入れ、園長、主任が対応します。	
(4) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【31】 III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント> 本年度は、令和6年度から系列園と統合することを発表し、ハイスコープ保育を本格的に導入すること、本年度から園長が交代したことなど大きな変化がありました。系列園との統合については、保護者説明会を2回行い園だよりでも説明しました。新しい保育については園だよりで周知し、園内に掲示して保護者へ知らせました。園長の交代は園だよりで周知し、日々のコミュニケーションで理解を得ました。また、配慮を要する保護者への説明は、一人ひとり最適になるよう個別対応しているためルールなどは設けていません。	

<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>第三者評価結果 b</p>
<p><コメント></p> <p>卒園児には夏祭りの招待状を送っていて、多くの卒園児が遊びに来ています。職員は子どもの成長を確認し、気になることがあれば対策を講じる姿勢です。子どもが転園するときには、困ったことがあれば相談に応じることを保護者に伝えていますが、転園先に向けた引き継ぎ文書は、個人情報保護の観点でのリスクを回避するため作成していません。</p>	
<p>(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p> <p>園では子どもの満足を、楽しく遊んでいる姿で評価し、保育計画の見直しに反映しています。保護者会（コロナ禍では中止）や、クラス懇談会では、保護者満足を把握する取り組みは行っていませんが、年度末には、保護者が園をどう思っているかについてアンケートを実施する予定があります。保護者の声を反映した運動会での事例に、お昼を挟んで午前と午後を実施すると子どもや保護者の負担が大きいという声があり、プログラムを見直して午前中で完結するようにしたこと、出入り口を混み合ってしまう玄関から保育室のテラスへ変更したことがあります。</p>	
<p>(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p> <p>苦情解決の取り組みを確立し、受付担当者は主任、相談・解決責任者は園長が担っています。受付には、面接、電話、文書の方法があります。第三者委員として、法人監事と評議委員を設置しています。これらの内容は、重要事項説明書に示し、入園時に保護者へ伝えているほか、玄関に「声の箱」を設置しています。今後は、苦情が寄せられたときは解決に向けた取り組みや結果は本人にフィードバックし、園だよりで公表することを検討しています。また、保護者から寄せられた苦情などは、必要に応じて業務へ反映する体制です。</p>	
<p>【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>第三者評価結果 b</p>
<p><コメント></p> <p>職員は日頃から保護者との良好なコミュニケーションを図り、相談や意見を聞いて改善に改善などに努めています。しかしながら、保護者が園に相談したり意見を述べる際の方法を示した文書として、苦情解決の窓口を重要事項説明書を通じて説明していますが、苦情に至らないケースについての相談方法は文書化されていないため、文書化し周知することが望まれます。なお、園内で相談を受ける場合は、誰もいない保育室があれば、そこで話をするようにしています。</p>	
<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>第三者評価結果 b</p>
<p><コメント></p> <p>保護者との日々のコミュニケーションの中で、職員は保護者の声を丁寧に聞き取り、相談には丁寧に答えるよう努めています。「声の箱」という意見箱を設置し、行事後にはアンケートに答えてもらっています。アンケートは集計し、業務改善に必要なことは記録して活用しています。把握した保護者の声は、内容に応じてリーダー会議または職員会議で検討する体制です。保護者から意見や相談を受けた際の対応手順に関するマニュアルなどは作成していません。</p>	

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>園におけるリスクマネジメントに関する責任者は園長で、法人の指導の下対策を講じています。法人作成の応急処置、救命救急、感染症、災害時対応などを内容とする総合的な安全マニュアルを設置しています。子どもの事故やヒヤリハット事例には速やかに対処し、防止策を行っています。また、他園の事例やニュースになった事例を基に注意喚起を行っています。また、設備の安全チェックリストや清掃チェック表を活用して、事故や感染症を抑制しています。しかしながら、マニュアルの周知や安全性確保の実行性を評価する仕組みは確認できませんでした。</p>	
	第三者評価結果
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>感染症への対策は、系列園と共有する看護師を中心に行っています。看護師は毎日必要に応じて数時間滞在し、職員と連携して予防策と発生時の対応策を講じています。感染症に関するマニュアルは設置されていますが、より活用できるよう定期的に内容を見直し、職員に周知徹底することが求められます。子どもの健康を脅かす感染症や熱中症などが増える時期には、注意を促すため園内に掲示したり園だよりの記事にして保護者へ伝えていきます。</p>	
	第三者評価結果
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>園では地震発生時の対応と題したマニュアルを設置し、地震などに遭遇したときに確認できるようにしていますが、不測事態に直面してからマニュアルを確認しても、十分に活用することは難しい内容です。今後は定期的な確認と共有が望めます。マニュアルの中には、災害時の行動などについて示されていて防災計画として活用します。保護者には一斉メールで子どもの状況を連絡することになっていて、保護者がメールを見たら既読の表示がされ安否を確認できるようになっています。また、発電機、毛布、簡易トイレ、蛍光灯、ラジオなどを備え、食料品の備蓄品は消費期限の管理を定期的に行っています。避難訓練は毎月実施し、年に1度は消防署の指導を受けています。</p>	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>法人作成の従来のマニュアルと、ハイスコープ保育に関するマニュアルの二種類のマニュアルがあります。保育時間全体を通して安全管理、業務マニュアルなど従来のマニュアルを基本として保育を行っていますが、ワークなどの時間ではハイスコープ保育に関するマニュアルを使用しています。ハイスコープ保育で使用する言葉遣い、職員の対応方法などを園内研修や個別指導を行い、職員の周知を図ると共に毎日の振り返りを行っています。ハイスコープ保育では、子どもの反応によって保育を変化させていくこと基本としているため、画一的な保育実践にはなっていません。</p>	
	第三者評価結果
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>法人作成のマニュアルは年に1度、法人で見直しをされ、各園に冊子として配付されています。ハイスコープ保育については随時見直しをかけ、法人職員が月に1度各園を回った時に説明をすると共に職員からの質問を受け付けています。検討の結果、記録内容は日本語ですが、週日案フォーマットには翻訳することなく英単語が使われています。日々の振り返りを行う中で、必要に応じて乳・幼児会議、職員会議で話し合いを行い、実施方法の見直しを行い、次の指導計画に生かしています。</p>	

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
<p><コメント></p> <p>指導計画作成の責任者は園長となっています。指導計画は入園時に提出される書類と共に経過記録などを基にアセスメントを行い作成しています。指導計画は担任が主となって作成し、主任、リーダー、が参画すると共に必要に応じて、看護師、療育巡回担当者、委託管理栄養士が加わることもあります。乳・幼児会議で指導計画の確認を行い職員全員で共有しています。作成された指導計画には自己評価欄、振り返り欄があり、保育実践を確認できるようになっています。</p> <p>全体的な計画に沿って年間計画、月間計画を作成していますが、週日案はハイスコープ保育に沿って作成されています。主活動において、子ども自身で活動を選択するようにしているため、月間計画と週日案の関連性が分かりにくくなっています。全体的な計画とハイスコープ保育の週日案の関連性を分かりやすくする工夫が期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>年間指導計画は4期に分けて、月間指導計画は月ごとに、週日案は毎日振り返りを行っています。計画に見直しがあった場合には、カリキュラム会議で変更後の計画を全員に配付し周知しています。ねらいが十分に達成できなかった場合には、引き続きねらいを継続し、配慮事項に声掛けを変えるなどの対応策を記入しています。計画の変更が緊急に生じた場合には、特記として反省項目に記入し、次回の計画に繋げるようにしています。週日案を作成するにあたって、子どもの姿やかかわり方、興味の持っていき方を基に翌日の計画を作成しています。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>児童家庭調査書、園児保健調査表、身体測定記録、などの記録を個人ごとにファイルしています。個別指導計画が成長記録となっており、指導計画に基づく保育が実践されていることが確認できます。入社職員に対して、主任やリーダーが記録の取り方を指導することになっています。情報共有を目的とした、職員会議、乳・幼児会議、ケース会議、昼礼などが行われ、情報共有を図っています。コロナ禍の為、昼礼は行われにくくなっていますが、昼礼ノートを活用し情報共有を行っています。施設内のパソコンには、子どもに対する保育の記録も保存しており、職員は全員アクセスできます。</p>	
	第三者評価結果
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規程、個人情報取扱規程があり、子どもの記録の保管年数、処理方法が決められています。情報の漏洩に関し就業規則に罰則規定が記載されています。パソコンはパスワードを用いアクセス制限をかけています。記録管理の責任者は施設長で、個人情報に関わる記録は事務所内の施錠のできる書棚に保管しています。保護者に対しては、毎年年度始めに「重要事項説明書」、「保護者へのお願い」で個人情報の取り扱いについて説明しています。職員に対する個人情報保護規程についての説明は入職時に行われますが、入職後も継続的に研修が行われることが期待されます。</p>	

自己評価表【内容評価】（保育所版）（2021.4）

別紙2-2

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は児童福祉法、保育所保育理念の趣旨をとらえ、運営法人の保育理念、方針、保育目標に基づき施設長が作成しています。</p> <p>全体的な計画は、社会的責任、人権尊重、苦情解決、小学校との連携、保護者地域等への支援、行事への参加、子どもの年齢別保育目標、幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿、食育などが記載され子どもの発達過程をふまえて保育内容を構成し、作成しています。作成したものは、職員がいつでも確認できるようにされています。保育方針にはハイスコープ保育の方針が掲げられ、子どもの主体性を育む保育に重点を置いています。全体的な計画は毎年施設長が見直し微調整を行っています。ハイスコープ保育を本格的に導入したこともあり、保育に関わる職員全体で作成していくことが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室には加湿器、温湿計、エアコンを設置し適切な状態を作っています。コロナ禍の現在は常に窓を開け、換気を行っています。用務職員を中心に清掃マニュアル、清掃チェック表があり、常に清潔な状態を保つようにすると共に毎月安全点検表を用いて点検を行い、安全安心に子どもたちが過ごせるように努めています。また、子どもの遊んだおもちゃを毎日消毒し衛生管理に努め感染症の予防を行っています。</p> <p>1歳児クラスは睡眠と食事の機能別の空間を作りだしていますが、2歳児クラスからは食後の清掃を行った後、午睡を行うようになっています。保育室内に置いてある遊具や家具は、アート、ハウス、サイエンス、ブックなどの6つのエリアに分けて構成され、子どもがおもちゃを出しやすくなっています。限られたスペースしかないため、子どものくつろぐ場所の確保は難しい状況ですが、ブックエリアやキッチンコーナーを利用しています。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>職員はハイスコープ保育を行う上で子どもとの関わり方、声掛けの仕方などを法人研修、職員会議、個別の指導などにより学んでいます。安全を脅かさない限り、見守る事を基本として、職員は子どもの行動を言葉にする、子どもが答えやすい問いかけをする、否定しないなど、子どもの気持ちを引き出しやすいようにしています。言葉で自分の思いを表現できない子どもに対しては、職員が子どもの気持ちを代弁して、相手に伝えるようにしていますが、子どもが「うん」「嫌」などの簡単な言葉で答えることができるような声掛けを行い、子どもが少しでも自分の気持ちを自分自身で表現できるように支援しています。毎朝のグリーティングタイムでは一日の流れを説明し子ども自身が子どもの気持ちに沿った一日を送ることができるようにしています。保育士は子どもと一緒に楽しみながら、せかしたり、静止させる言葉を用いないよう努めています。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるよう、一人ひとりの子どもの状況を把握し個々に合わせた支援を行い、時間がかかっても子どもが自分でやりたいとする気持ちを尊重し見守るようにしています。</p> <p>職員は、子どもが周囲の子どもの様子に気がつくような言葉がけを行ったり、子どもの行動を言葉にするなど、強制することなく子どもが生活習慣を身につけることができるよう工夫しています。排泄に関しては、子どもがトイレに興味を持ち始めたら、保護者に子どもの園での様子を伝え、家庭での様子、保護者の意向をもとに進めるようにしています。</p> <p>保育室内を子どもに分かりやすいようにエリアに分け、おもちゃを子どもが手に取りやすいようにしたり、片付けやすいように棚におもちゃの写真を貼るなど、視覚的にも見つけやすく片付けやすいように環境を整えています。休息を取りたい子どもには、保育室の隅で休息をとることができるようにすると共に全体の活動の中で休息を必要と感じた時にはスモールグループでの活動を行い、子どもが休めるようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>保育室は6つのエリアに分けられ、子どもが自主性を持って遊びや活動内容を選ぶことができるようになっています。ディリープログラムの中にはアウトサイドの時間が十分に組み込まれ、子どもたちは毎日園庭で遊んだり、公園に出かけたり、園庭の畑でトウモロコシや紅芯大根などを育てるなど様々な経験をしながら楽しむことができるようにしています。ワーク（主活動）の時間にあった事柄をリコールタイムで話し合っています。</p> <p>職員は、子ども同士の関係が円滑に行くように、子ども同士のトラブルがあった時には子どもから言い出すように持ち掛けたり、職員から問題提起を行い、子どもたち自身で問題解決への道順を模索して、友だちの痛みを分かることができるように支援しています。コロナ禍の現在は中止されていますが、ハロウィンの時には商店街でお菓子を配ってもらったり、正月には園庭で獅子舞を披露してもらうなど地域との交流を大切にしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 非該当</p>
<p><コメント></p> <p>非該当（0歳児保育をしていないため）</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの安全性に配慮しながら見守ることを前提に子どもが保育室内でのワークエリアの移動を干渉することはありません。職員は遊びを止めることなく子どもの自由な気持ちを尊重し、子どもと一緒に遊びながら、一人ひとりの子どもにあった声掛けや手助けを行い、子どもの行動を認めて励ますようにしています。</p> <p>それぞれ6つのエリアのおもちゃは子どもが出しやすいう、片付けやすいように絵やマークで示し配置しています。職員は「ここに置くの?」「先生は何色塗ったらいい?」など、子どもが返事をしやすい簡単な質問をしながら子どもの気持ちを確認し、子どもからの発言を待っています。子どものけんかの場面では、危険がないよう見守り、必要に応じて「嫌だったの?」「そうか」など分かりやすい言葉で双方の気持ちを代弁しています。また、子どものやりたく無いという気持ちを受け止めながら、遊びの楽しさを伝えたり、子どもが興味を持つような言葉がけや職員が遊びを見せるなどしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>ハイスコープ保育では子どもが主体性を持って選択を行い周囲の友だちと一緒に活動できることを目標としています。</p> <p>3歳児はワークの中で6つのエリアを子どもが期待感を持って自由に遊ぶ事を目指しています。そのため、ミュージックエリアでは、いつでも自分でCDを取り出すことができる、セットも自分でする、音量も自分で決めるなど、興味と決定が結びつくようになっています。子どもは自分でやれることが増えているため自信を持ち、保護者と離れる時に、泣く子どもが少なくなっています。4歳児はそれぞれが主張をする事を目指し、リコールタイム、スモールグループなどの時間に自分の主張を述べることを行っています。5歳児は主張を回りと折り合いをつける事を目指し、生活発表会、卒園式の企画、準備を子ども達で決定し実行することができるようになっています。これらの活動はクラス懇談会で職員が発表したりクラスだよりでエピソードとして掲載して保護者に伝えると共に保育参加の時には、実際に子どもと一緒に活動をしてもらい、楽しさを知ってもらっています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>園は平屋建てのバリアフリー構造となっており、多目的トイレも設置されています。障がいのある子どもには障がい特性に配慮した個別支援計画を作成しています。個別支援計画には「集団への参加」の項目があり、友だちとかかわり共に成長できるよう配慮しています。トラブルになりそうな時には職員がお互いの気持ちを代弁し、一緒に遊ぶ楽しさを感じることができるようにしています。</p> <p>ハイスコープ保育の達成度合いを記録した成長記録を作成し、それぞれのエピソードを記載し、子どもたちが成長していく過程を目に見える形式にしています。職員は西部地域療育センターの授業風景を見学をしたり、アドバイスを受け乳・幼児会議や職員会議で共有し保育実践に生かしています。重要事項説明書には障がい児保育についての園の考え方を記載し入園時に保護者に伝えています。</p>	

	第三者評価結果
【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>毎日の朝の会（グリーティングタイム）でその日の予定などを子どもたちに伝えることにより、子ども自身が主体性を持って計画的に一日を過ごせるようになっていきます。ワークタイムでは一人ひとりの子どもが好きな遊びを充分行うことができました。食べたい物から食べる事ができるなど子どもは家庭と同じようにゆったり過ごすことができるようになっていきます。</p> <p>保育時間が長くなる子どもについては、月間指導計画に長時間保育についての配慮が記載されており、園も子どもの一日の生活の連続性に配慮するようになっています。延長保育中は異年齢で過ごすようになるため、小さいものは出さない、テーブルの上で遊ぶおもちゃを整えるなど、小さい子どもに配慮したりリラックスした時間が過ごせるようになっていきます。希望があれば、食事、おやつを提供のできるようになっていきます。保護者への伝達事項はクラスボードに記載された日中の子どものエピソードを漏れなく伝えています。</p>	
	第三者評価結果
【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に「小学校との連携」欄を設け、就学に向けた取り組みを行っています。これまで行われていた年2回の小学校の見学訪問はコロナ禍の為、行われていませんが、園から小学校生活への質問をしたり、小学校からは2年生が製作した「学校楽しいよ。早く来てね」の写真付き手紙や動画が送られてきています。質問の内容や手紙は廊下に掲示し保護者と情報共有を行っています。地域の交流サイト「つるがみねと通信」では各園の取り組みを掲載し園の様子を小学校や他園に紹介しています。また、子どもたちが通うことになっている小学校ごとのグループを作り、各園の子どもたちが交流できるようにしています。5歳児担任は小学校の教師と引継ぎ面接を行い一人ひとりの子どもや保護者についての説明し、子どもの小学校での生活が円滑にスタートできるように配慮しています。</p>	
A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアルがあり、看護師が実施責任者として健康管理を行っています。登園時には保護者と担任と一緒に子どもの体温、咳、鼻水などの全身チェックを行っています。体温が37.5度以上ある場合には預かることができない事を明確に伝えていきます。保育中の子どもの体調悪化については、基本は担任が保護者に電話を入れていますが、受診が必要な場合は、園長、看護師が電話を入れていきます。受診対応を行った職員が経過報告をすることになっています。</p> <p>入園時に子どもの保護者には既往症、予防接種について「保険調査書」に記載してもらっています。入園後は年度始め毎に保護者に記載してもらったり、担任が記載しています。乳幼児突然死症候群に関して保護者に健康冊子、ポスターや保健だよりで注意喚起を行うと共に職員には睡眠時の子どものプレステックを行う時にはうつ伏せから仰向けに返すよう徹底しています。</p>	
	第三者評価結果
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
<p><コメント></p> <p>年2回行う健康診断、歯科健診のほか、3歳視聴覚検査、尿検査（幼児）、毎月の身体測定を実施しています。健康診断の記録は、保護者には「けんこうカード」、歯科健診結果表を用いて知らせていきます。異常があった場合にはここに知らせると共に必要に応じて受診を勧めています。子どもたちの検診の結果を看護師がまとめて、各クラスに配付していますが、年間保育計画に反映するまでには至っていませんが、大きなけがをしたり、感染症にかかりやすい体にならないように、ディリープログラムで戸外で遊ぶ時間を多くとっています。ブルーライトを使い、手洗い指導を行ったり、外から帰った時、食後のうがいを習慣化し子どもが生活の中で自然に健康管理ができるように配慮しています。</p>	
	第三者評価結果
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、食物アレルギー対応のマニュアルを作成し園内での対応を行っています。食物アレルギーのある子どもに対しては、医師の指示書を提出してもらい、園長、主任、栄養士で対応を話し合っています。指示書は1年に1度再提出をお願いしています。保護者と栄養士、担任は事前にアレルギー対応献立表の読み合わせを行い、アレルゲンの確認しています。別テーブル、別トレイ、柄の違う食器を用い除去食を提供しています。乳児クラスの子どものためには、「かゆくなるからね」「触らないように座っている」など子どもの分かる言葉でアレルギーについて伝えています。幼児クラスになると、自分自身でアレルギーについて周りの子どもたちに伝えることができるようになっていきます。子ども達からアレルギーについて疑問が生じた場合には、職員が年齢に応じた言葉で説明しています。保護者に対しては入園時、年度が替わる時に説明しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>年間指導計画に食育を記載し子どもたちが自発的に楽しく食べる事ができるよう職員と栄養士が相談しながら食育を進めています。幼児クラスの食事は子どもがよそった順に食べるようになっていきます。コロナ禍の為、食事中はアクリル板で仕切りを作り4人掛けのテーブルにしていますが、子どもたちは楽しくおしゃべりしながら食事をしています。乳児クラスでは子どもに少しでも食べるように声掛けをしたりスプーンを口に持っていったりはしますが、食べる事を強制することはありません。4、5歳児クラスでは、ひらがなに興味を持つ年齢になるため、献立をすべてひらがなに子どもが読めるようにしています。みんなで食材を確認することで、食材に興味を持てるようにしています。保護者には献立表、給食だよりを配布したり、玄関に給食サンプルを展示し子どもたちが食べている物に関心が持てるようにしています。</p>	
	第三者評価結果
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>給食は外部の業者に委託しています。毎月1回園長、主任、管理栄養士（委託業者）が集まり給食会議を開催しています。会議ではメニューに対する感想や食育に関するプログラム、職員の希望や疑問などが話し合われています。栄養士は話し合いを基に調理方法や献立を考えています。献立は季節の行事食を取り入れたり、栄養士が喫食状況を見て回る時に聞いて回っている、子どもたちの好きなものや苦手なものなどを考慮して作成しています。また、職員からの希望でセルフドック作りを行ったり、夏に子どもたちが収穫したトウモロコシでポップコーンを作ったりしています。栄養士からの提案で喉につかえない団子を作ったり日本全国の味噌を使う味噌紀行などを行っています。残食記録を取っていますが、残食はほとんどない状況です。調理室は衛生管理マニュアルに沿って毎日チェックを行い衛生管理が適切に行われています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>送迎時には口頭で子どものエピソードを保護者に伝えています。乳児クラスでは毎日の連絡帳を用いて、幼児クラスでは日々の保育の様子の写真をコメント付きで掲示し保護者に伝えています。現在行っているハイスコープ保育についての説明はクラス懇談会などで説明し、園だより、クラスだよりも折に触れ保育の内容を紹介していますが、保護者からはコロナ禍の影響で保育の場を見るのが難しく見ることができなくなっているとの意見が出され、今年度は保育参加、保育参観を行っています。保護者からは子どもと一緒に遊ぶことができ楽しかったとの感想が出ています。また、5歳児クラスのみ参加する運動会、生活発表会では保護者参加のプログラムも用意し保護者に保育内容の理解を得る機会としています。毎月のクラスだよりは子供の言葉を「ひとこと」欄で紹介し保護者と子どもの成長を共有できるようにしています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、朝夕に送迎時には、子どものエピソードを必ず保護者に伝えると共に、家庭での子どもの様子を聞くようにしています。全園児を対象に個人面談は行っていませんが、希望する保護者にはいつでも対応しています。必要に応じて、職員から声をかけ個人面談を行うこともあります。相談には担任と主任で対応するようになっていますが、保護者に希望により、職員を選ぶこともできるようになっています。相談場所は空いている部屋や事務室を利用して、保護者が安心して相談できるようにしています。相談された内容は園長に報告すると共に保護者意見・要望記録に記録し、必要であれば昼礼、職員会議で報告を行っています。他の職員との情報共有を行うことにより継続して支援が行えるようにしています。</p>	

A-2-(2)-② 【A19】 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	第三者評価結果 a
<コメント> 児童虐待対応マニュアル、人権擁護のためのセルフチェックリストを整備し、職員はいつでも確認できるようにすると共に、月1回行われる職員会議や昼礼で職員全員で情報共有し、対応を統一するための話し合いを行っています。職員は朝夕の送迎時に保護者と子どもの様子を観察すると共に子どもの心身の状態や話から、気になる事例があった場合は主任、園長に報告を行い、職員全員で共有し、子どもの見守りを行っています。保護者に対しては、朝夕の送迎時にコミュニケーションを取り、悩み事を聞いたり相談にのる体制を強化し、保護者が安心して子育てができるようアドバイスをしたり、子どもにとってより良い環境を得るためのアドバイスをしています。虐待を発見したり、疑いがある場合には、関係機関（西部児童相談所、旭警察署、旭区こども家庭支援課等）と連絡を取り連携を行っています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 年間指導計画、月間指導計画、日案（Daily Planning Form）には自己評価、振り返り欄があり職員は自らの保育を振り返る仕組みができています。毎日の子どもの様子、興味などを見ながら翌日の活動を決めています。振り返り欄には、子どもたちが自分たちで考えたことが形になっていく喜びや、ジャンプをする時の子どもの様子などを書き込まれ、子どもたちの成長していく過程が分かるようになっていきます。 乳・幼児会議、クラス会議では、振り返り欄に書き込まれた内容を基に子どもの成長を確認したり、子どもへの言葉がけの仕方を考えるなど保育士同士の意識の向上につながっています。年度末には「保育内容等の自己評価」用いて、保育理念、保育内容、保健などについて保育士の自己評価を行い、集計した結果を園としての自己評価としてまとめ、園の保育実践に繋がると共に法人に提出しています。法人からは改善点などの提示が行われています。	